



## 共生社会と障がい者雇用率制度

高橋 司

弁護士。1963年生まれ。北海道大学大学院法学研究科修了。「高橋・日浦法律事務所」代表。

白杖を手に持つて横断歩道付近で信号が変わることを待っている人がいる。よく見かける光景である。しかし、私は、近づいて何かを話しかけることもできず、信号が変わり互いの距離が離れつつある状況の中で、気にしながらその姿を追うだけである。年老いた祖父母の記憶はあっても、幼いころからさまざまな障害を持つ人々と接することも少ない長い時間を過ごしてしまった。障害のある人にとって困りごととなっている社会内に蔓延るバリアを一人ひとりの人間が取り除いていかなければと思うが、そのためには、わかり合うために幼きころからお互いが接することが当たり前の環境が必須で、何が見えないリアなのが気つくことから始めなければならないと思う。

障害があるかどうかを問わず、性別や年齢を問わず、互いに支え合う社会、支える人と支えられる人に分かれることなく、それぞれの人々がその能力を発揮できる活力ある社会(共生社会)を作り上げていかなければならない。

政府は、平成26年6月2日付閣議決定により「ニッポン一億総活躍プラ

ン」を掲げ、「地域共生社会」の実現に向けて具体的な改革を進めてきた。これと併行して、「障がい者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、障がい者雇用率制度の率も徐々に上昇させ、かつ、その適用企業の範囲を広げることで障がい者が職業による自立を果たし、普通に地域で生活できるよう諸政策を進めてきた。

「障がい者雇用率制度」とは、常時従業員が一定数以上の規模の企業などの事業主に対し、従業員に占める身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者の割合を「法定雇用率」以上にする義務を負わせる制度である。本年4月1日から、従業員45・5人以上の民間企業では2・2%、都道府県等の教育委員会は2・4%と法定雇用率を上昇させた。さらに、法定雇用率を上げるための諸方策を設け(雇用状況報告、2年計画の雇入れ計画作成命令、雇入れ計画の適正実施勧告、特別指導)、最終的には、雇用状況の改善が特に遅れている事業主に対し、その企業名を公表することまで法律で定めたのである。また、常時100名を超える

企業も少なくない。

年老いた祖父母の記憶はあっても、幼いころからさまざまな障害を持つ人々と接することも少ない長い時間を過ごしてしまった。障害のある人にとって困りごととなっている社会内に蔓延るバリアを一人ひとりの人間が取り除いていかなければと思うが、そのためには、わかり合うために幼きころからお互いが接することが当たり前の環境が必須で、何が見えないリアなのが気つくことから始めなければならないと思う。

障害があるかどうかを問わず、性別や年齢を問わず、互いに支え合う社会、支える人と支えられる人に分かれることなく、それぞれの人々がその能力を発揮できる活力ある社会(共生社会)を作り上げていかな

べく努力を続けていくことを願う。このように、障がい者雇用率制度は、従業員が一定数以上の規模の企業などの事業主に対し、従業員に占める身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者の割合を「法定雇用率」以上にする義務を負わせる制度である。本年4月1日から、従業員45・5人以上の民間企業では2・2%、都道府県等の教育委員会は2・4%と法定雇用率を上昇させた。さらに、法定雇用率を上げるための諸方策を設け(雇用状況報告、2年計画の雇入れ計画作成命令、雇入れ計画の適正実施勧告、特別指導)、最終的には、雇用状況の改善が特に遅れている事業主に対し、その企業名を公表することまで法律で定めたのである。また、常時100名を超える企業も少なくない。

従業員を雇用する企業が法定雇用率を達成していない場合には、その従業員を雇用する制度も設けた。遅ればせながら雇用の面で共生社会を実現するために歩むべき道はこのような道筋だと思っている。

ところが、企業側にとつても、組織の中では該障がい者にどのような業務を担つてもらうのかを決めることがそう簡単なことではない。障がい者雇用するに際し、その障害の内容と程度を詳細に把握し、既設設備(トイレ設備や段差の解消など)で対応できるのか。できない場合、改修工事にどの程度の経済的コストかかるのか、改修工事を実施して日常業務全体にどれほどの具体的な支障が出るのかなど、直ちに考えなければならない問題も山積する。その結果、対象となる民間企業の中にいる障がい者に含め、水増請求し続けて診断書で異常が指摘されたなどという対象障がい者としている。ところが、中央省庁では、視力が弱いとか健康診断書で異常が指摘されたなどと合理的に判断できる従業員を対象障がい者に含め、水増請求し続けて法定雇用率を達成したかのように立ち振る舞つてきた。

民間企業では、さまざま現実的問題に直面するため、障がい者雇用納付金を支払い続け、徐々に改善しようとする数多くの民間企業がいる一方で、納付金支払のリスクもなく用意周到に障がい者雇用率の虚偽報告をし続ける中央省庁、地方公共団体が隠れ潜んでいることを私たちは忘れてはならない。